

卸売市場法—第3部—解説編

# 卸売市場法についての150問

## 第3部・解説編

流通指導官	藤村師朗	今泉一男	初芝克己	長谷川正英	坂本登	中央卸売市場検査官	永井三郎	金子三尚	三井尚敏	須田洵	森元光保	池田澄	農林省農林経済局企業流通部市場課
											(現在 企画室企画官)		編集者

## 刊行にあたって

近年、生鮮食料品の流通をめぐる諸情勢は、消費の高級化・多様化の進展等大きく変わってまいりました。

このような状況のなかで、流通問題は、えてして物価問題に直接的に結びつけて捉えられ、商人もうけ過ぎ論、市場不要論等々が声を大にして叫ばれました。

農林省としては、これらの声の持つ意味も考慮にいれつつ、生鮮食料品流通の改善合理化のための施策を着実に展開してまいりました。

とくに、昨年、卸売市場法が制定施行されたことは記憶に新しいところであり、本年一月には、地方卸売市場に関する同法第四章の規定も施行になり、また、四月からは、全ての中央卸売市場において新しい業務規程のもとでの新たな運営が開始されました。

このようなときに当たり、卸売市場法の制定施行にたづさわった人々により、卸売市場法の正しい理解のための「卸売市場法についての一五〇問」が刊行されることとなりました。

本書が、卸売市場関係者はもとより新たな卸売市場制度の目指す、豊富な生鮮食料品の安定的供給、安定的な価格形成等の流通問題に関心をもち、市場問題、市場問題、市場問題、ひいては生鮮食料品流通問題に対する広く社会一般の方々への正しい認識と展望に資し、流通合理化のための一石となることを期待してやみません。

農林省農林経済局

企業流通部市場課

課長 船 曳 哲 郎

## 刊行にあたって

昨四十六年七月、新卸売市場法が施行され、直ちに当協会では、第一部「関係法令集」、つづいて第二部「関係通達集」を刊行しました。引続き、この法律の解説書の刊行が各方面から要望されていましたが、今日漸く第三部として「卸売市場についての一五〇問」を刊行する運びとなりました。

われわれのように実務に携わっている者にとつては、法律なり、通達なりに書かれていることが、そのままストレートにのみこめるものではありません。まして日常の業務一つ一つが法律とどういふかかわりあいを持ち、どこをどう是正すれば法の運用に則し、業務の発展につながるものか、私もこれからこの解説書をよく読んで勉強したいと思っています。皆様方も仕事に忙しく、なかなか暇を見い出すことが難かしいことと思いますが、どうぞこの本の一頁一頁を熟読する努力を敢えてお願いする次第です。

最後に、公務ご多忙中にも拘らず業界指導のため、本書の原稿執筆に大変お骨折りを戴いた農林省市場課の皆様方に、この機会をかり、厚くお礼申し上げる次第です。

昭和四十七年五月

社団法人 食料品流通改善協会

会長 大沢 常太郎

## は し が き

卸売市場法は、第六五国会で成立し、昭和四十六年七月一日から施行されました。

しかし、その日から新卸売市場法による取引が卸売市場で行なわれたりするわけにはいきません。

すなわち、卸売市場法は、他の法律と異なり、中央卸売市場の開設者や都道府県が、この卸売市場法の実施に必要な中央卸売市場業務規程や都道府県卸売市場条例を作成し、はじめて実質的に動き出すこととなっています。

もっと具体的にいうと、この中央卸売市場業務規程や都道府県卸売市場条例でもなお十分ではなく、各市場でのルール作りが必要です。

このような卸売市場制度の性格は、卸売市場が、生産と消費との中間にあり、この両者の姿により規定されているものであるため、画一的に法律で定め、それを全国に同じようにおしつけて行くべきものではないことによるものです。

わが国において生鮮食料品の流通は、全く自由に行なわれています。生産された大根や漁獲されたマグロは、卸売市場に必ず出荷しなければならないというようなことはありません。

このようなもとで、国民生活に一日といえども欠くことのできない生鮮食料品の流通を円滑にし、これを効率よく豊富に、安定的に供給するという国民経済的な要請にこたえるために、卸売市場を整備し、そこでの取引が公正に行なわれるようにするための卸売市場制度が作られています。それは、戦中戦後の統制的なものでなく、たえまなく変化して行く生産や消費の姿に十分対応して、これにこたえるものでなければなりません。

卸売市場法は、そのような考えにより仕組まれていますので、これだけでは十分でなく、中央卸売市場業務規程や都道府県卸売市場条例が、さらにはさらにこまかい各市場ごとのルールの確立が必要なのです。いや、それよりも、これらの基本

となる卸売市場法制定の趣旨、目的、考え方が正しく関係者に理解されていることが必要です。

社団法人食料品流通改善協会は、卸売市場法の成立を機に、食料品流通改善シリーズとして第一部卸売市場法関係法令集、第二部卸売市場法関係通達集を刊行して来ましたが、このしめくりの意味で、卸売市場制度についての正しい理解に役立つ小冊の刊行を計画し、その編集を依頼して来しました。

このような経緯を経て、この小冊が編集されたものです。この編集は、新卸売市場法制定施行に関係した者が相互に意見を交換し行なわれたものであり、その意味では、卸売市場流通研究会のようなものとりまとめたものであり、行政機関の統一的な見解を示すものというわけではありません。

むしろ、流通が生産と消費の姿の変化に応じて変化して行くものであるとすると、基本的な考え方には変化があるはずはないとしても、具体的な表面的な部分には変化があるものといえましよう。

この「卸売市場法についての一五〇問」を読まれるに際し、われわれのいわんとする基本的な考え方について十分ご理解されることを願います。

また、卸売市場制度についての一般的な理解に思い、コラム的に「ミニミニメモ」を設けることとしました。

なお、文中つぎのように簡略して表現いたしました。

卸売市場法↓市場法

卸売市場法施行令↓市場法施行令

卸売市場法施行規則↓市場法施行規則

編 者

前4

## 目 次

### 〔市場法制定の背景〕

- 1 今まで卸売市場についての法律は、なかったのですか。…………… 1
- 2 なぜ、新たに市場法を制定する必要があったのですか。…………… 2
- 3 市場法の制定の背景の一つとなった生産面の変化についてもうすこし具体的に説明して下さい。…………… 3
- 4 市場法の制定の背景となった消費面の変化とはどういうものですか。…………… 5
- 5 卸売市場の当面している流通面における変化とは、どういうものですか。…………… 7
- 6 最近、生鮮食料品の商品形態の変化の一つとして冷凍商品が普及してきていますが、今後の見通しについてどのように考えていますか。…………… 9
- 7 このようなものの普及と市場法の制定とは関連がありますか。…………… 9
- 7 最近の生産や消費の動向の中において卸売市場がどのような機能を営むことが必要…………… 9

前5

(問 121)

地方卸売市場には公設と民営とがありますが、その長所、短所はどのようなものですか。また、別に公営という言葉が使われていますが、その使い方について説明してください。

地方卸売市場は、公設と民営に分かれます。公設というのは県や市など地方公共団体が開設者となり開設しているものをいい、民営とは株式会社など地方公共団体以外のものが開設者となっているものです。公設地方卸売市場は、特殊なものを除いて最近開設されたものが多く、概して大規模であり、中央卸売市場に準じて能率的な集荷ができる近代的な施設として整備されています。また、そこで卸売の業務を行なうのは、中央卸売市場と同様普通は株式会社など民間の卸売業者ですが、それについても通常は、統合大型化されて入場し、信用力のある商業勢力となつていようえに、その業務運営についても地方公共団体の指導監督のもとにその適正化、健全化が図られています。ただ、ともすると企業努力の欠如がみられる場合があるほか、地域流通に即応した良い意味での臨機応変の運営は失なわれるおそれがあります。民営市場は、民間の企業が開設する市場で、そこでの卸売業者は大体開設者と同一の者である場合が多いのです。この民営市場は、極めて多く、またその内容も中央卸売市場に類するほど大きく整備されているものから古いままの零細なままのものまでありますが、一般に小規模なものが多くといえます。その点からすれば民営地方卸売市場の整備はこれから進められることとなるといえます。

なお、公設というほかに公営の地方卸売市場といういい方をする場合がありますが、これについては別に明確な区分はありませんが、一般的には地方公共団体が市場を開設し、民間の卸売業者に卸売の業務を行なわせている場合を公設といい、地方公共団体が自ら卸売の業務までも担当する場合を公営といつてはよいでしょう。いずれにしても、どの地方卸売市場も、また、そこで働く卸売業者も都道府県知事の許可を受けなければならないという意味では、制度的には何ら差のあるものではありません。

(問 122)

地方卸売市場の開設の許可は「市場ごと」に行なわれることとなつていますが、分場とか支店等の卸売市場もそれぞれ許可の手續が必要ですか。

地方卸売市場の許可は、市場ごとになわち市場として機能している施設ごとに行なうこととされています。ですから、分場とか支店とかいう名称があつても、許可を受けた市場から離れて別に卸売市場を開くときは、やはりそれについて許可を受ける必要があります。

すなわち、いわゆる分場や支店といつてもそれぞれが市場法では「市場」と観念することになります。なお、道路により区切られているものがありますが、一体的に運営され一つの機能を果たしているようなものは、これを一つの「市場」と考えることは差しつかえないのではないのでしょうか。

ミニミニメモ 65

地方卸売市場法制化へのみち(2)

昭和十三年 市場法取締規則を制定する府県が一道三九県にのびりました。

昭和二十二年 価格統制撤廃を契機として戦時下における配給機関から脱却した本来の卸売市場機能をもった卸

売市場が統々開設されました。

昭和二十四・二五年 農林省で、中央卸売市場、地方卸売市場を通ずる法制化を手がけましたが、法制整備の客観的要件等が整わず、実現の運びになりませんでした。

昭和二十五年 水産庁より魚市場模範条例案が各都道府県へ通達されました。

昭和三十三年・三六年 この年国会における中央卸売市場法一部改正法案の審議にあたり地方卸売市場の制度化を図るべき旨の決議が行なわれました。地方卸売市場に関する法制化の要望が全国知事会をはじめとし、各方面から寄せられたのもこの頃以降毎年です。

地方卸売市場法制化へのみち(3)

昭和四〇・四一年 全国の地方卸売市場の実態調査を農林省が実施しました。

昭和四二年 農林省において、生鮮食料品卸売市場対策協議会を開催し、地方卸売市場の運営のあり方と施設整備の進め方の検討がなされました。

昭和四三年 地方市場整備の重要性にかんがみ、公設地方卸売市場施設整備に対する補助制度、民営卸売市場に対する農林漁業金融公庫の卸売市場近代化資金の融資制度が創設されました。

このとき、農林漁業金融公庫法の一部改正案の審議に際し、衆参両院において中央、地方を通ずる卸売市場法を制定すべきことが決議されました。

昭和四四年 地方卸売市場制度協議会が開催され生産から消費に至る関係者の意向を反映した報告書が一二月に提出されるとともに、中央卸売市場審議会からも答申が出されました。

昭和四五年 三月の第六三特別国会に卸売市場法案を提出しました。

昭和四六年 二会期の継続審査の後、二月の第六五通常国会で審議が行なわれ、三月二十九日に成立しました。

昭和四七年 一月一日から地方卸売市場に関する第四章の規定が施行されました。

(問127) 開設者が、地方卸売市場を廃止する場合は、廃止の許可を必要としますが、何故なのですか、また、卸売業者はどうなのですか。

地方卸売市場が生産者、消費者に対して果している公共的な役割にかんがみ、都道府県知事は、その開設および運営のあり方について、単に許可不許可の処分をするのみでなく、集荷力の増強、適正な価格形成の確保、確実な決済信用の拡充、能率的な荷さばき、立地の適正化等の具体的な指導監督を行なっています。このような卸売市場が、知事に無断で廃止されることは、生産者消費者双方に迷惑な話であり、その廃止に当たっては事前に開設の許可を行なった知事に許可を受けることは当然です。都道府県知事としては、地域住民に及ぼす影響の大きいことを十分勘案して行政的に十分な善後処置を早急に行なうたうえで、この廃止を許可すべきものといえますよう。

また、卸売業者についても同様の理由から許可を受けて業務を行なう以上、その廃止にあたっては慎重に扱う必要がありますが、開設者と異なり許可を受けることにはなっていないと思います。しかしその際、開設者と十分な善後策を協議し、市場の運営に支障のないよう配慮することは、また当然と考えます。このような観点から、殆んど都道府県において卸売業務の廃止について事前届出制をとっており、また、それは開設者を經由することとされれているようです。